

- ・ 下線部が 6 / 29 第 3 回審議会資料からの変更点
- ・ 各委員からの修正意見はございませんでした

平成 28 年 8 月
仙 台 市

仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について

※以下「介護予防・日常生活支援総合事業」を「新しい総合事業」と記載します

1 仙台市「新しい総合事業」実施の趣旨

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情にあわせ、介護・医療・介護予防・住まいおよび日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

仙台市でも、仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）を策定し、「高齢者の社会参加・生きがいの促進」や、「介護予防に積極的に取り組める環境の整備」、「地域における支え合いの体制づくり」等を施策の柱として各種取り組みを進めています。

新しい総合事業の実施により、既存の指定事業所のサービスに加えて、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスの充実と、地域の支え合い体制づくりの推進を図り、サービスを総合的に提供していくとともに、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

2 「新しい総合事業」の取り組みについて

(1) 高齢になっても、心身ともに健康で生きがいを感じながら社会参加できることを目指し、介護予防、健康づくりの取り組みの一層の推進を図るため、全国一律の予防給付である介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービス、二次予防（要介護状態に至るリスクが高い高齢者向け）サービスの一部を「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し、「新しい総合事業」として実施します。

(2) (1)に加えて、年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するための「一般介護予防事業」を「新しい総合事業」として実施します。

※新しい総合事業は平成29年4月1日から開始

※事業の移行については図1、新しい総合事業の構成については、図2を参照

3 「新しい総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業対象者

「要支援認定者」および「豊齢力（基本）チェックリストの判定に該当した方」（以降「サービス事業対象者」とする。）

※相談からサービス利用の流れについては、図3を参照

新しい総合事業への移行による事業の変更点

介護保険制度

<現行>

<移行後>

介護給付【要介護1～5の方が受けるサービス】

- ・居宅サービス（訪問介護、通所介護など）
- ・施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）
- ・地域密着型サービス（グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）

現行と同じ

介護給付【要介護1～5の方が受けるサービス】

予防給付【要支援1～2の方が受けるサービス】
 介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外
 （訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所リハ、福祉用具貸与、福祉用具購入補助、住宅改修、通所介護（要支援1～2は平成29年度まで）など）

現行と同じ

予防給付【要支援1～2の方が受けるサービス】
 介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外

介護予防訪問介護、介護予防通所介護

新しい総合事業に移行
 （介護予防・生活支援サービス事業）

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援1、2の方がサービス事業
 対象者が受けるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
 - ・現行の介護予防訪問介護相当のサービス
 - ・緩和した基準によるサービス（サービスA）
 - ・短期集中型介護予防サービス（サービスC）
- 通所型サービス
 - ・現行の介護予防通所介護相当のサービス
 - ・緩和した基準によるサービス（サービスA）
 - ・短期集中型介護予防サービス（サービスC）
- 介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成など）

二次予防事業【豊齢力チェックリスト該当者が受けるサービス】

- ・訪問型介護予防事業（介護予防訪問指導）
- ・通所型介護予防事業（元気応援教室）

・二次予防事業対象者把握（豊齢力チェックリスト）など

新しい総合事業に移行
 （一般介護予防事業）

受ける高齢者が
 サービスが

一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業（介護予防教室）
- ・地域介護予防活動支援事業（介護予防グループ支援）

一次予防事業【一般の高齢者が受けるサービス】

- ・介護予防普及啓発事業（介護予防教室）
- ・地域介護予防活動支援事業（介護予防グループ支援）

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営など

現行と同じ

包括的支援事業

任意事業

- ・家族介護支援事業（介護用品支給事業）
- ・地域自立生活支援事業（高齢者食の自立支援サービス事業）など

現行と同じ

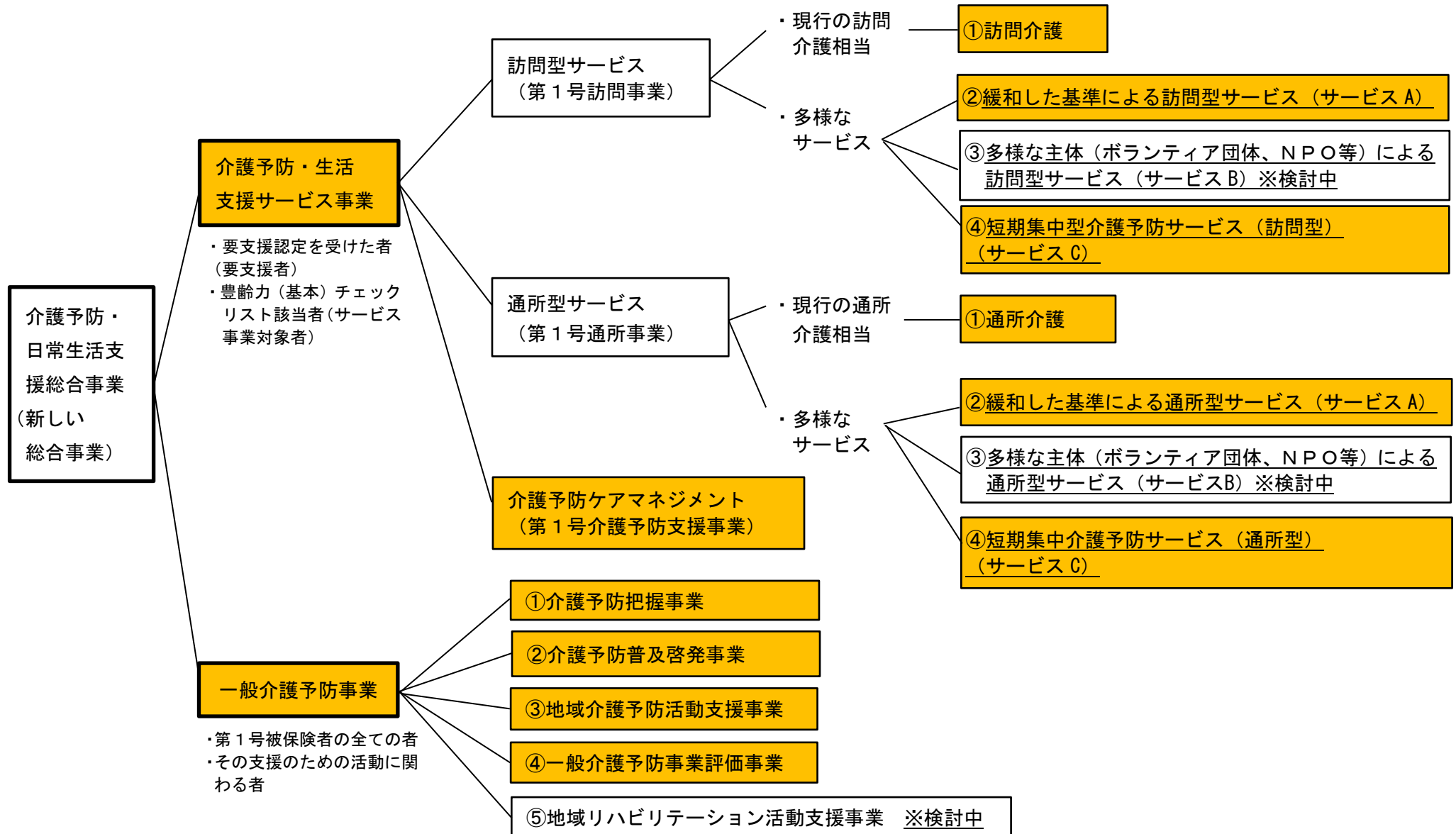
任意事業

地域支援事業

地域支援事業

※サービス事業対象者：豊齢力（基本）チェックリストの判定に該当した者

〇仙台市の新しい総合事業の構成



4 仙台市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の内容利用できるサービス

(1) 介護予防生活支援サービス（訪問型）

- ・ 現行相当訪問サービス
- ・ 緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）

※原則として生活援助のみとなるが、必要に応じて、身体介護を伴うサービスも利用可能

- ・ 短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

(2) 介護予防生活支援サービス（通所型）

- ・ 現行相当通所サービス
- ・ 緩和した基準による通所サービス（通所型サービスA）

※緩和型ではあるが、機能訓練に関連する専門職を配置するサービスも想定

- ・ 短期集中予防サービス（通所型サービスC）

※多様な主体（ボランティア団体、NPO等）による訪問型・通所型サービス（サービスB）については検討中

【参考】 サービス事業対象者、介護保険認定区分別の使用可能サービス一覧

	その他の高齢者	サービス事業対象者	要支援 1~2	要介護 1~2	要介護 3~5
特別養護老人ホーム	—	—	—	△※1	○
老健施設、介護療養施設、訪問介護	—	—	—	○	○
訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所リハ、福祉用具貸与、福祉用具購入補助、住宅改修、通所介護（要支援 1~2 は平成 29 年度まで）など	—	—	○	○	○
介護予防・生活支援サービス（訪問型） 介護予防・生活支援サービス（通所型）	—	○	○	—	—
一般介護予防事業	○	○	○	○※2	○※2

※1 居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由がある場合に限る

※2 利用可能であるが、主にその他の高齢者を対象とした事業となっている

5 サービス事業対象者の居宅サービス等区分の利用限度額
要支援1と同じ（5,003単位）

6 サービス事業対象者の有効期間
設定しませんしない

7 移行スケジュール
別表参照

平成28年11月 サービス提供事業者への説明会を開催

平成29年 1月 サービス提供事業者の指定申請受付を開始

3月 新規利用者の相談受付を開始

4月 新しい総合事業の実施

8 相談から （新しい総合事業） サービス利用までの流れ（案）

（1）地域包括支援センターまたは各区役所・総合支所へ相談

相談者から相談内容や希望するサービス内容を聞き取り、豊齢力（基本）チェックリストの実施について確認する

※明らかに要支援・要介護認定申請が必要な場合、予防給付（訪問看護、福祉用具貸与等）または介護給付によるサービス等を希望している場合は、要支援・要介護認定申請を案内する

※一般介護予防事業のみの利用を希望している場合は、豊齢力（基本）チェックリストの実施は不要

（2）豊齢力（基本）チェックリストの実施

※豊齢力（基本）チェックリストの様式は別表を参照

（3）総合事業対象者の判定・届出

豊齢力（基本）チェックリストの判定を行い、該当した場合は総合事業対象者となる。

※豊齢力（基本）チェックリストの判定の結果、非該当の場合は一般介護予防事業の利用を案内する

（4）介護予防ケアマネジメント

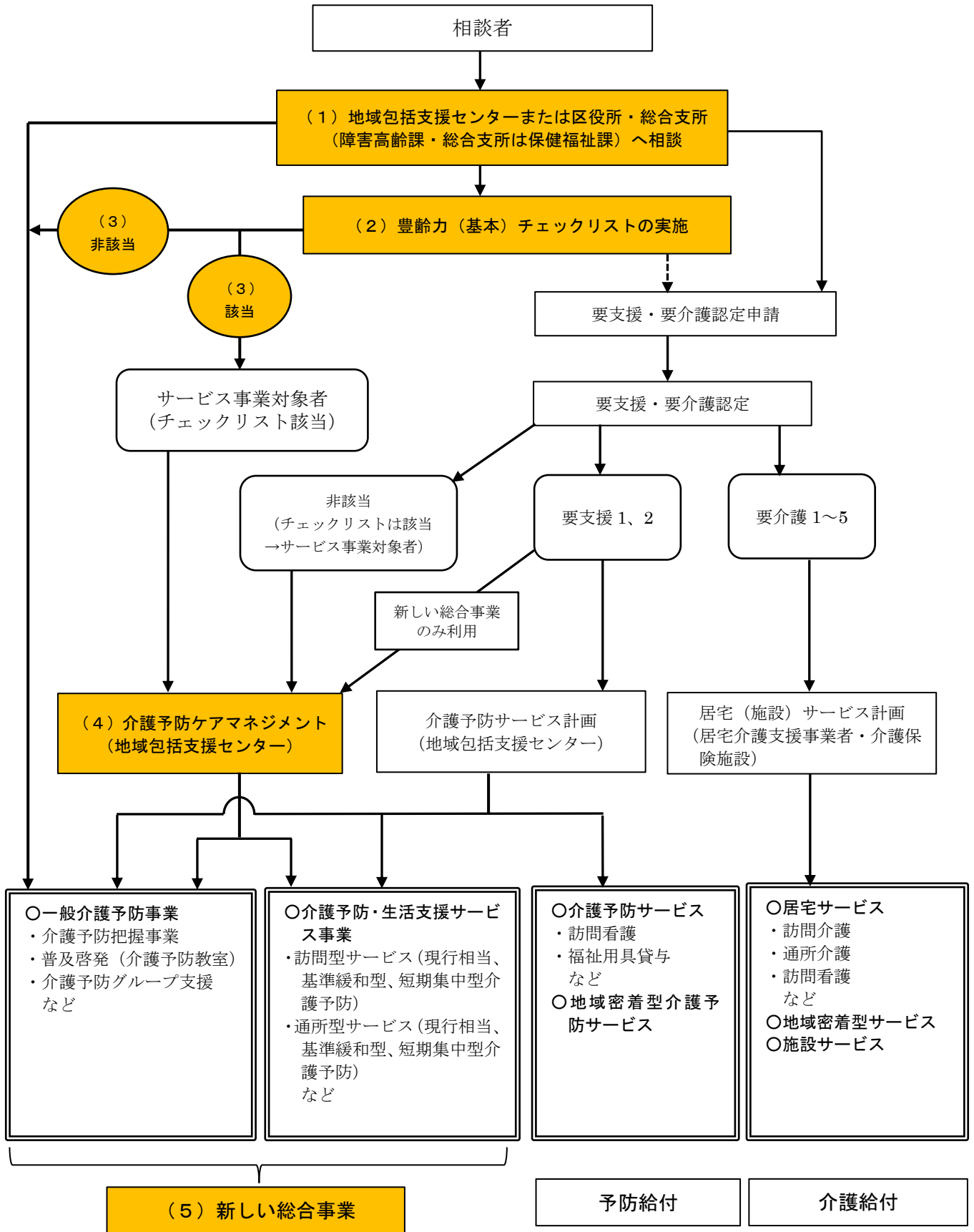
地域包括支援センターは要支援1～2、総合事業対象者に対してアセスメントを行い、ケアプランの作成などを行う。

（5）「新しい総合事業」の利用開始

要支援1～2、総合事業対象者はケアプランやケアマネジメントの結果に同意の上、新しい総合事業の利用を開始する。

※上記の（ ）は7ページの図3に対応

○新しい総合事業実施後の介護サービスの利用手続きの流れ（案）



豊齢力チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日()

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか (自分で自家用車を運転して外出する場合も含みます)	0.はい	1.いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか (自分で窓口に行く等、ご自身の判断で金銭管理を行っていますか)	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか (電話での相談も含みます)	0.はい	1.いいえ		
6	階段の手すりや壁を伝わらずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重の減少がありましたか	1.はい	0.いいえ		
12	BMIは18.5以上ですか BMI=体重()kg÷身長()cm÷身長()cm×10,000	0.はい (18.5以上)	1.いいえ (18.5未満)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ		
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	1.はい	0.いいえ		
15	口の渴きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか (近所への散歩も含みます)	0.はい	1.いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」など、物忘れがあるといわれますか	1.はい	0.いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ		
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		

事業対象者に該当する基準

- | |
|-------------------------------------|
| ① 質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当 |
| ② 質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当 |
| ③ 質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当 |
| ④ 質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当 |
| ⑤ 質問項目No.16に該当 |
| ⑥ 質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当 |
| ⑦ 質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当 |